

居宅介護支援事業所ひかり 重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅で、自分らしく、自立した生活できるよう、必要なサービス、医療サービス等を総合的に受けられるように支援いたします。

(二) 運営方針

- ① 利用者の心身の状態や環境をふまえ、利用者の選択に基づき、様々な事業者からよりよいサービスが効率的に受けられるように配慮します。
- ② 利用者又は家族の意思及び人格を尊重し、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ③ 関係市町村、高齢者あんしんセンター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。

2 居宅介護支援事業所ひかりの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス地域

事業所名	居宅介護支援事業所 ひかり
所在地	群馬県高崎市矢島町 449-2
介護保険事業所番号	1070200058
通常のサービス提供地域	高崎市、前橋市、藤岡市、玉村町

(2) 職員の職種、人数、及び職務内容

	資格	専従	兼務	業務内容	計
管理者			1名		1名
介護支援専門員		3名	1名		4名
事務職員					

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	9:00～17:30
	第1・3・5土曜日	9:00～12:45

(第2・4土曜日、日・祝祭日及び12月30日～1月3日は休業)

但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

3 ケアサービスの提供方法、内容

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。又、個人情報保護法を遵守します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防支援計画の原案を作成します。
- ④ 介護予防支援計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、介護予防支援計画作成に関する必要な支援を行います。

*利用者、家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

*ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、ケアプランに位置付けた居宅介護サービス事業者を、介護サービス情報公開制度において公表します。(別紙参照)

4 利用料金

- ① 介護予防支援については、原則として利用者の負担金はありません。ただし、介護保険料の滞納等がある場合に介護予防支援を利用したときは、事業所にお支払いいただくことがあります。
後日市町村の窓口に申請して頂くと払い戻しされます。
- ② 交通費はいただきません。

5 医療連携と介護の連携

- ① 入院時には居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名や連絡先等を医療機関にお知らせいただきますようお願いいたします。
- ② 医療系サービス（介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリ・介護予防通所リハビリ・介護予防短期入所療養介護・介護予防居宅療養管理指導等）の利用を希望される場合は、利用者の同意を得たうえで、主治医等の意見を求め、また主治医に対してケアプランを交付します。
- ③ 介護予防訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次の掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同

居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所では、利用者様のプライバシーの保護の為事業所業務に関して知り得た個人情報は、医療・介護サービス等の提供のみに使用し、安全かつ厳密に管理いたします。また、知り得た個人情報は、第三者に本人の同意なく開示、提供、委託することはありません。

① 利用者への介護サービス提供に必要な利用目的

- ・ 利用者様への介護予防介護支援の提供
- ・ 他の介護予防支援事業者、医療機関、(助産所)薬局、介護予防訪問看護ステーション、介護予防サービス事業者等との連携(入院、入所の為)
- ・ 他の介護予防支援事業所、医療機関、介護予防サービス事業所からの照会への回答及びサービス担当者会議の為
- ・ 利用者様へのサービス提供の為外部の専門家、専門機関の助言を求める場合
- ・ 利用者様やご家族への情報の提供
- ・ サービス向上のため事業所内での事例研究
- ・ クレームに対応する為

② 上記以外の利用目的

- ・ 介護保険事務(審査支払い機関へのレセプト提出時)
- ・ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ・ その他利用者様のサービス提供に関する利用
- ・ 公費負担利用に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他公費負担利用、医療、障害者施策に関する請求のための利用
- ・ 実習生同行訪問時

ア) 利用者様は、上記利用目的の中で同意しがたいものがある場合は、その項目について、あらかじめ本人の明確な同意を求めることができます。

イ) 利用者様が(ア)の意思表示を行わない場合は、利用目的について同意が得られたものとします。

ウ) 同意保留は、その後利用者様からの申し出により、いつでも変更することが可能です。

8 事故発生時の対応

事業所は居宅介護支援時において、利用者に対する事故が発生した場合速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

また、この事故の状況及び事故に際して採った処置の状況を記録するものとします。

なお、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

9 苦情等処理するために講じる処置

当事業所は、利用者からの相談苦情に対する窓口として、相談担当者を配置していきます。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応ができるよう

にするとともに、担当者に必ず引き継ぐこととしています。

TEL 027-352-6002 FAX 027-350-7099

担当者 相談担当 長井亜紀子（管理者・主任介護支援専門員）

内田雅美（介護支援専門員）

宮本豪（介護支援専門員）

田中裕子（介護支援専門員）

向田昌史（法人事務長）

群馬県介護保険審査会（介護保険室） TEL 027-226-2571

群馬県国民健康保険団体連合会 TEL 027-290-1323

（介護保険課 苦情処理相談窓口）

高崎市介護保険担当課 TEL 027-321-1111

前橋市介護保険課 TEL 027-890-6155

藤岡市健康福祉部介護高齢課 TEL 0274-40-2292

玉村町健康福祉課 TEL 0270-64-7705

その他の市町村相談窓口の連絡先は事業所にお尋ね下さい。

10 同意の確認方法について

この重要事項説明書内容及びケアプランの同意については、利用者、代理人または、その家族の代表者の署名にて同意されたものとします。

[重要事項説明書取り扱い同意書]

年 月 日

介護予防支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
群馬県高崎市矢島町 449-2
医療法人社団 醫光会

説明者 所属 居宅介護支援事業所ひかり

氏名

私は、本書面により、事業所から介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

(続柄)